

平成28年12月2日 開 会

平成28年12月12日 閉 会

平成28年12月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成28年第6回(12月)川南町議会定例会会期表〔11日間〕

目次	月日	曜	摘 要
第 1 日	12月2日	金	開 会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第 2 日	12月3日	土	休会
第 3 日	12月4日	日	休会
第 4 日	12月5日	月	議案熟読
第 5 日	12月6日	火	本会議(一般質問 : 5人)
第 6 日	12月7日	水	本会議(議案質疑・委員会付託) 委員会
第 7 日	12月8日	木	委員会
第 8 日	12月9日	金	委員会
第 9 日	12月10日	土	休会
第 10 日	12月11日	日	休会
第 11 日	12月12日	月	本会議(委員長報告・討論・採決) 閉会

川南町告示第115号

平成28年第6回 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月29日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 平成28年12月2日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	福岡 仲次 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	徳弘 美津子 君
13番	川上 昇 君		

○ 不応招議員(なし)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号 (12月2日)

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	4
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	4
提案上程・提案理由説明(議案第55号～第58号)	4
提案上程・提案理由説明(議案第59号～第61号)	7
提案上程・提案理由説明(議案第62号～第66号)	8
提案上程・提案理由説明(同意第1号)	11
提案上程・提案理由説明(請願第3号)	12
提案上程・提案理由説明(請願第4号)	13
提案上程・提案理由説明(請願第5号)	14
散 会	15

第2号 (12月6日)

本日の会議に付した事件	16
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	17
開 議	18
一般質問	18
1 蓑原敏朗	18
2 児玉助壽	29
3 竹本 修	42
4 内藤逸子	50
5 三原明美	60
散 会	70

第3号 (12月7日)

本日の会議に付した事件	71
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	72
開 議	73
議案質疑・委員会付託(議案第55号)	73
議案質疑・委員会付託(議案第56号・57号)	74
議案質疑・委員会付託(議案第58号)	77
議案質疑・委員会付託(議案第59号・第60号)	79
議案質疑・委員会付託(議案第61号・第62号)	82
議案質疑・委員会付託(議案第63号～第66号)	86
散 会	87

第4号 (12月12日)

本日の会議に付した事件	88
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	90
開 議	91
委員長報告・討論・採決(議案第 55号～第 57号)	91
委員長報告・討論・採決(議案第 58号～第 61号)	94
委員長報告・討論・採決(議案第 62号)	97
委員長報告・討論・採決(議案第 63号～第 66号)	99
同意第1号 教育委員会委員の任命(採決)	102
委員長報告・質疑・討論・採決(請願第 2号)	103
委員長報告・質疑・討論・採決(請願第 3号)	104
委員長報告・質疑・討論・採決(請願第 4号)	106
委員長報告・質疑・討論・採決(請願第 5号)	108
趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第 7号)	110
議員派遣の件について	111
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について	112
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	112
閉 会	112

平成28年第6回(12月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成28年12月2日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成28年12月2日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について(蓑原 敏朗 ・ 中村 昭人) |
| 日程第4 | 議案第 55号 川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を定めるについて |
| 日程第5 | 議案第 56号 川南町農業委員会の委員等定数条例を定めるについて |
| 日程第6 | 議案第 57号 川南町農業委員会の委員等選考委員会設置条例を定めるについて |
| 日程第7 | 議案第 58号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 59号 川南町税条例等の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第 60号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 61号 川南町保健センター条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 62号 平成28年度川南町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第12 | 議案第 63号 平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第 64号 平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第 65号 平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第 66号 平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 同意第 1号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 請願第 3号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書提出に関する請願書 |
| 日程第18 | 請願第 4号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の請願 |
| 日程第19 | 請願第 5号 国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の請願 |

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 裕嗣 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） ただいまから平成28年第6回川南町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12日までの11日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12日までの11日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、蓑原敏朗君及び中村昭人君を指名します。

日程第4、議案第55号川南町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を定めるについてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） あらためましておはようございます。議案第55号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この議案は、地方自治法第203条の2第4項及び地方公務員法第24条第5項の規定に基づき一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件並びに報酬及び費用弁償の額等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（押川 義光君） 議案第55号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この議案は、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件並びに報酬及び費用弁償の額を定めるものです。第3条で任用、第4条では任用期間、第7条で分限及び懲戒、第8条で報酬等の額、第19条で休暇を規定し、施行期日を平成29年4月1日とするとともに、

施行の日以後最初に任用される一般職非常勤職員等の手続き等の準備行為を施行の前に行うことができるよう附則にて規定いたしました。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第5、議案第56号川南町農業委員会の委員等定数条例を定めるについて、日程第6、議案第57号川南町農業委員会の委員等選考委員会設置条例を定めるについて、以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第56号及び議案第57号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。議案第56号は、改正農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、関係する町条例を整備するものです。

議案第57号は、同じく改正農業委員会等に関する法律の施行に伴い、農業委員は町議会の同意を要件とする町長の任命制に変更されましたが、選考過程の公平性を確保するために新たに選考委員会を設置するものであります。

なお、詳細につきましては、農地課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 補足説明があればこれを許します。

○農地課長(新倉 好雄君) 議案第56号及び議案第57号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第56号につきまして、改正農業委員会等に関する法律は、農業委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設など、担い手への農地等の利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止や解消、新規参入の促進などを一層推進することを目的として改正されました。

この改正法律に伴い、条例の整備が必要でありますので御提案いたします。まず、第1条につきまして改正法律では、主に合議体としての意思決定をおこなう農業委員とは別に、新たに地域における農地等の利用の最適化を図る農地利用最適化推進委員を、配置するよう義務づけられたため、両委員の定数を定めることを規定しています。第2条につきまして、農業委員の定数は、改正法律施行令第5条によりますと、川南町の場合、現行上限30人から新上限19人になりました。現行委員定数も上限の約半分の定数で担当区を定めて活動をおこなっています。新農業委員の定数も担当地域割等を考慮し現行委員の約半数としまして、9人と決めました。第3条につきまして、推進委員の定数であります。現行の川南町における農業委員の担当地域割等を考慮し、新定数の農業委員と連携して活動が効果的におこなえるよう、同数の9人といたしました。附則第1項としまして、現行農業委員の任期が平成29年7月19日まででございますので、改正条例施行日を平成29年7月20日といたしました。

附則第3項としまして、新たに農地利用最適化推進委員の報酬を定める必要がありますので、川南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をおこなうものであります。

農業委員の定数は現行の約半数となりますが、推進委員は農業委員と連携して担当地域を定めて、農業委員と同じ活動をおこなっていただかないと効果が発揮できないと考えています。よって、推進委員報酬につきましても、現行の委員報酬と同額の5万2000円で提案させていただきました。また、現行条例で副会長と明記していましたが、改正法律に合わせて職務代理者と表現を改正いたしました。

次に議案第57号であります。同じく、改正農業委員会等に関する法律の施行により、新たに農業委員等の選考委員会を設置するものであります。第2条につきましては、町長の求め及び農業委員会の要請に応じて委員等の選考を行うことを所掌事項としています。第3条は、選考委員を定めています。農業委員は町長の選任となりましたので、副町長をはじめ農業に関連する所管課を代表して産業推進課長及び農地課長を任命することといたしました。また、公平性を確保するため、農業団体の代表者、その他町長が必要と認める者を任命する事と定めています。第4条は、選考委員であることができない事項を定めています。第5条から第11条につきましては、任期その他必要な事項を定めています。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第7、議案第58号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第58号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び平成28年人事院勧告に基づき、育児や家族介護のための早出遅出勤務、超過勤務の制限・免除、深夜勤務の制限を行うために関係条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 補足説明があればこれを許します。

○総務課長(押川 義光君) 議案第58号につきまして、その補足説明を申し上げます。この議案は、職員が育児や家族介護を行い易くするために、川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に、早出遅出勤務とその取扱いについて規定するとともに、超過勤務に関する制限・免除、深夜勤務の制限を行う条項を追加するものです。また、休暇の種類に介護時間を追加し、文言の一部修正も行っています。以上で、補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第8、議案第59号川南町税条例等の一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第59号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、地方税法の一部改正及び所得税法の一部改正に伴い、関係する川南町税条例等の一部を改正するものです。地方税法の一部改正に関する主なものは、法人町民税の法人税割の税率を引き下げる改正、及び自動車取得税廃止の時期に合わせて軽自動車税に「環境性能割」を新設し、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称変更する等の整備を行うものです。また、軽自動車税のグリーン化特例を1年延長する改正や特定一般医薬品を購入した場合の医療費控除の特例の新設等もごさいます。次に、所得税法の一部改正に関するものは、外国居住者等が有する特例適用利子等又は特例適用配当等に係る所得に対し、町民税において当該所得を分離課税するものです。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第60号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第60号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、平成18年度から21年度に建設したひばりが丘住宅二の家賃を改定するため、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するものでごさいます。

なお、詳細につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 補足説明があればこれを許します。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 議案第60号につきまして、その補足説明を申し上げます。

町営ひばりが丘住宅二は、平成18年度から21年度の交付金事業により建設され、耐用年数をもとに独自に家賃を算定して運営しております。しかし、10年を経過して新築当初のように入居待ちがいる状況ではなく、現在も数軒の空家状態が続いております。また、ほかの町営住宅と比較しても高額であるのと、隣町と比較しても戸建住宅の家賃が少し高い為、4万円から3万5000円に家賃の改定を行うことにより、均衡を図るとともに入居を促していくため改正するものです。以上で、補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第10、議案第61号川南町保健センター条例の一部改正についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第61号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。
この議案は、平成29年4月から保健センターの機能訓練室等を町民に貸し出し有効活用を図る方針であります。その利用に関し必要事項を追加するため条例の一部改正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、町民健康課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川上 昇君） 補足説明があればこれを許します。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 議案第61号につきまして、その補足説明を申し上げます。
平成5年度に建設しました保健センターでは、建設に併せまして、機能訓練室にトレーニング器具を購入し、1回当たり100円の使用料で貸出しを行っておりました。当初は、多くの利用者で活気があったのですが、トレーニング器具は、購入から20数年が経過し老朽化による故障により、現在、使用できるトレーニング器具はない状況です。このようなことから、トレーニング器具を全て廃棄し、平成29年4月からフローリングで250㎡ある機能訓練室をダンスやヨガ等に貸し出し、町民に有効に活用していただきたいと考えております。また、母子健康相談室は和室として、栄養指導室は調理室として保健センター業務に支障がない範囲で貸し出しを行いたいと考えております。現行の条例には、休館日、開館時間、貸出し基準、利用者の順守等に関する規定がありませんでしたので、必要事項を明記しました。また、改正附則第2項で、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正を行い、農村センターの同等施設の使用料を参考に使用料を規定しました。以上で補足説明を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第11、議案第62号平成28年度川南町一般会計補正予算（第4号）、日程第12、議案第63号平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第64号平成28年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第65号平成28年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第66号平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上、5議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本5議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第62号から議案第66号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第62号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2767万3000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4590万8000円にするとともに、地方債の補正を行うものでございます。それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

町税5800万円の増額は見込み増によるものです。分担金及び負担金148万円の増額は、農

林水産業施設災害復旧に係る分担金、国庫支出金4628万6000円の増額は、臨時福祉給付金6122万3000円の増額、年金生活者等支援臨時福祉給付金1191万円が交付額確定による減額及び地方道路交付金事業446万4000円の交付決定による減額によるものです。県支出金は841万4000円の増額で、農業用施設災害復旧費が主なものです。寄附金3億円の増額はふるさと納税によるもので、諸収入1299万3000円の増額は後期高齢者医療給付費市町村費負担金過年度精算金を計上いたしました。町債50万円の増額は、道路橋りょう債260万円の減額、農林水産業施設災害復旧債310万円の増額によるものです。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費は3億493万5000円の増額で、ふるさと振興基金積立金4562万3000円、ふるさと納税に関する事業に係る費用として2億5437万7000円が主なものでございます。民生費は5171万3000円の増額で、臨時福祉給付金6000万円を増額し、年金生活者等支援臨時福祉給付金1278万円を減額したものが主なものでございます。

農林水産業費は973万2000円の増額で、優良肉用繁殖牛導入事業補助金132万円、農地管理事業の工事請負費として400万円、漁業集落排水事業特別会計繰出金376万2000円の計上が主なものでございます。

土木費は4099万8000円の増額で、御池・白鬚原線排水関連補修工事費200万円、鬼ヶ久保・十文字線改良工事費2800万円及び番野地住宅防水工事費450万円が主なものでございます。

消防費は、93万円の増額で、通山地区にあります防火水槽の撤去工事費43万円を計上いたしました。

教育費は454万3000円の増額で、児童用机・椅子の購入費用189万6000円、陸上競技場階段手すり設置工事費100万円を計上いたしました。

災害復旧費は、1373万3000円の増額で、農林水産業施設災害復旧事業費を計上いたしました。第2表地方債補正は、災害復旧債の限度額の設定を行うものでございます。

次に議案第63号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ530万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4050万円とするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金376万2000円、繰越金153万8000円を計上するものです。

歳出では、漁業集落排水施設整備事業費530万円を計上しました。これは、第1中継ポンプ場非常用発電機の更新工事を行うものでございます。

次に議案第64号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ349万8000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2992万円とするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金349万8000円を計上するものです。

歳出では、下水道事業費349万8000円を計上するものです。これは、川南浄化センターフェンス復旧工事の不足分の計上が主なものでございます。

次に議案第65号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7747万1000円とするものでございます。

歳入では、保険料50万円を計上しました。

歳出では、予算の組み替えとして、保険給付費を63万円減額し、地域支援事業費を63万円増額するとともに、諸支出金を50万円計上しました。

次に議案第66号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ90万7000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6421万3000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を184万5000円計上、一般会計繰入金を275万2000円減額し、歳入総額を90万7000円の減としました。

歳出につきましては、後期高齢者保険基盤安定負担金の交付決定により、後期高齢者広域連合納付金を90万7000円減額しました。

以上5議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 補足説明があればこれを許します。

○総務課長(押川 義光君) 議案第62号、総務課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。16～17ページをお願いします。2款1項1目 一般管理費19節 負担金補助及び交付金10万円は、高鍋高校ラグビー部全国大会出場に対するものです。同じく5目財産管理費25節積立金4812万8000円は、財政調整基金及びふるさと振興基金へ積立を行うものです。6目企画費11節需用費1億5082万7000円は、順調に進んでいますふるさと納税に対する返礼品等の費用として計上いたしました。また、12節役務費1億105万円及び13節委託料250万円につきましては、今まで一般財源で賄っていましたが返礼品の送料及びふるさとチョイス、楽天、ヤフー公金手数料並びにパンフレット制作委託料を、ふるさと納税収入から費用として支出するために計上いたしました。

以上で、総務課関係の補足説明を終わります。

○福祉課長(篠原 浩君) 議案第62号福祉課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。18～19ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費4931万3000円中主なものは、19節負担金補助及び交付金4722万円で、年金生活者等支援臨時福祉給付金の実績確定に伴う減額1278万円と経済対策分として一人当たり1万5000円の4,000人分の6000万円によるものです。20～21ページをお願いします。3款2項2目児童措置費、20節扶助費200万円は、施設型給付に移行した川南幼稚園の児童数の増に伴い増額するものです。

次に、3款2項4目母子福祉費、20節扶助費300万円は、子どもの医療費助成の医療費増加による100万円の増と母子家庭の外来受診の増によるひとり親医療費助成の増200万円の増によるものです。

以上で福祉課関係の補足説明を終わります。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 議案第62号建設課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。22～23ページをお願いします。

8款2項2目道路維持費15節工事請負費200万円は、台風16号の影響により被害を受けた所管する施設の補修工事L=8mを行うものです。

次のページをお願いします。8款2項3目道路新設改良費、15節工事請負費2800万円は、国の経済対策による追加補正として鬼ヶ久保・十文字線改良工事 L=138mを計上しました。8款4項1目住宅管理費、11節需用費300万円は、町営住宅維持管理費の不足が予想されますので、修繕料を計上しました。同じく15節工事請負費450万円は、屋根の雨漏り防止として番野地住宅防水工事A=375㎡の工事費を計上するものです。

以上で建設課関係の補足説明を終わります。

○農地課長(新倉 好雄君) 議案第62号農地課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。22～23ページをお願いいたします。6款1項7目農地費、15節工事請負費400万円の増額につきましては、平成28年9月に接近した台風16号により影響を受けました排水路の改修補修をおこなうものであります。内容としましては、御池地区(白鬚)排水路 延長48m、高森地区排水路延長14mを計上いたしました。28～29ページをお願いいたします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費、15節工事請負費1370万円の増額につきましては、台風16号により影響を受けました農地及び農業用施設の災害復旧工事をおこなうものであります。内容としましては、農地災害大内地区延長13m、農業用施設災害八幡地区延長19m、井手の上地区延長10mの三箇所であります。

以上で、農地課関係の補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第16、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 同意第1号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

同意第1号は、教育委員の富山美津子氏の任期が平成28年12月18日をもちまして満了となることから、引き続き富山美津子氏を教育委員として任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

富山氏は、川南町通浜にお住まいで、通山小学校PTA会長、児湯郡PTA連絡協議会会長、宮崎県PTA連合会副会長など長年にわたり教育関係の役職を歴任され、現在は教育委員として貴重な御意見等を御提案いただくなど御活躍されています。

人格、識見ともに優れており、教育委員として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第17、請願第3号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書提出に関する請願を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○**議会事務局長(山口 浩二君)** 平成28年11月24日、川南町議会議長川上昇様、請願者住所、宮崎市大島町天神前1175-3、氏名宮崎県高齢期運動連絡会 会長 田中哲史、紹介議員、内藤逸子。後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書提出に関する請願。

請願の要旨、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書を提出すること。

請願の理由、後期高齢者医療制度の施行にあたっては、激変緩和の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきました。

ところが、平成27年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、後期高齢者医療制度の軽減特例措置については、段階的に縮小することとしている。「特例軽減」が廃止されれば、加入者の約半数となる865万人の保険料が増加することになります。現在、「8.5割軽減」を適用されている人は2倍、「9割軽減」の場合は3倍、健保の被扶養者だった「9割軽減」の人は5倍から10倍の大幅な負担増となります。後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告(平成26年度)から、後期高齢者の年金収入の平均は127万円で、基礎年金満額の80万円以下が4割を占めています。こうした低所得の高齢者への大幅な負担増は高齢者の生きる力を削いでしまうことにもなりかねません。全国後期高齢者医療広域連合協議会においても、平成27年11月12日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特例措置については、高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずること」を求めています。また、宮崎県議会においても、平成28年9月23日に「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書」を採択しております。よって、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を強く要望しますとともに、地方自治法第99条の規定に基づき、貴職が下記事項について国へ意見書を提出されますよう請願します。以上、地方自治法第124条により請願書を提出します。

○**議長(川上 昇君)** ただ今、朗読したとおりであります。補足説明の必要があれば紹介議員の発言を許します。

○**議員(内藤 逸子君)** 今、あの議会事務局長が読み上げたとおりですが、厚生労働省は11月30日に、高齢者に医療費の耐え難い自己負担を迫る取りまとめ案を社会保障審議会医療保険部会に示しました。社会保障費の「自然増」の最低削減方針に基づき高齢者を狙い撃ち

するもので、「医者にかかれず、重症化を招くだけだ」と批判も高まっています。皆様の御協力をお願いし、川南町議会としても意見書を提出していただきますよう御協力を求めて補足説明と致します。

○議長(川上 昇君) 以上で説明を終わります。

本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18、請願第4号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の請願を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(山口 浩二君) 平成28年11月24日、川南町議会議長、川上昇様。請願者住所、宮崎市和知川原2丁目25-1、氏名、宮崎県社会保障推進協議会、会長 山田秀一。紹介議員、内藤逸子。

介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の請願。

請願の要旨、介護保険の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実・改善を求める意見書を国に提出すること。

請願の理由、平成12年に「介護の社会化」を目指し制定された介護保険制度は高齢化が進む中で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための制度とするために充実・改善をすることが求められています。現在、政府内で、平成29年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1・2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」、「利用料が2倍になったらサービスを減らさざるを得ない」など、見直し案に対する不安の声が多数寄せられています。介護保険の目的は、高齢者の介護を社会全体で支え、自立支援につなげることと同時に、家族の介護負担を軽減し、誰もが安心して生活できる社会をつくることにあります。給付を抑制することは、介護を受けられなくなる人が増加し、「介護難民」を増やしてしまうことになりかねません。また、家族の介護負担を増大させる、こうした内容の見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものです。これから高齢化がいつそう進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件の整備こそ求められています。よって、介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実・改善をすることを強く要望するとともに、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出されますよう請願いたします。以上、地方自治法第124条により請願書を提出します。

○議長(川上 昇君) ただ今、朗読したとおりであります。補足説明の必要があれば紹介議員の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) ただ今、事務局長が読み上げられたとおりの趣旨ではございますが、2015年国民生活基礎調査では、「生活が苦しい」と回答した世帯は、60.3%、そのうち「大変苦しい」との答えが27.4%を占めています。およそ3世帯に1世帯の割合で生活の困難さを訴えています。また、65歳以上の高齢者世帯は16.8%が「貯蓄がない」、4割以上が「貯蓄500万円未満」です。2013年国民生活基礎調査の概況です。収入の不足分を貯金の取り崩しで補って生活しております。政府は2016年から2018年度を財政健全化に向けた「集中改革期間」と位置づけ、この期間に社会保障費の「自然増」削減のための「社会保障改革」を行うことを決定しました。国民にはさらなる負担増と医療・介護からの利用抑制が推進されようとしています。こうした時に、憲法と地方自治法をふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益の奉仕を最優先する自治体としての役割が重要になっているのでしょうか。川南町議会として意見書提出について皆さまの御協力をお願いして補足説明と致します。

○議長(川上 昇君) 以上で説明を終わります。本請願の取扱いについては、調査の必要もあるかと思しますので、常道に従い総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19、請願第5号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の請願を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(山口 浩二君) 平成28年11月24日、川南町議会議長、川上昇様。請願者住所、宮崎市和知川原2丁目25-1、氏名、宮崎県社会保障推進協議会、会長 山田秀一。紹介議員、内藤逸子。

国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の請願
請願の要旨、国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書を提出すること。

請願の理由、平成27年5月に成立した医療保険制度改革関連法によって、平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県に移管し、都道府県と市町村が両方国保の保険者となり、共同で管理運営にあたる体制となります。ただ、都道府県が保険者となっても、国保の財政は引き続き、①市町村が住民から徴収する保険料、②健保・共済など他の医療保険からの拠出金、③国・都道府県からの公費によって運営され、給付費に対する国庫負担や都道府県負担の割合も現行制度と基本的には変わらないとされています。

いま、国民健康保険制度の改革に求められていることは、所得水準の低い自治体ほど、わずかでも収入のある加入者の保険料負担が重くなり、低所得者が多く加入する医療保険でありながら保険料が高すぎるという制度の構造的矛盾を解決することです。低所得のため納税

の義務を免除される非課税世帯でも相当の保険料負担となるばかりか、生活保護における最低生活費基準以下の所得状況でも保険料法定軽減の対象とならない世帯もあるなど、国民健康保険料の負担が加入世帯の家計に重い負担となり、貧困と格差を拡大する要因のひとつとなっています。政府は、平成27年度に1700億円の公費を市町村国保の低所得者対策に投入し、平成30年度を目途に毎年3400億円の公費投入を図ることで「保険料負担の軽減や伸び幅の抑制が期待できる」と説明している。しかし、内閣府の試算では、現在年間9万1000円である国保一人あたりの保険料が平成37年度には年間11万2000円に引き上がる予測を示しており、国保の財政構造を根本的に変えない限り、さらなる保険料の高騰は避けられないことが明らかになっています。全国知事会も、国保料(税)の軽減を図るために「1兆円の国庫負担増」を要望してきました。こうしたことから、国民健康保険制度が「社会保障及び国民保健の向上に寄与する(国民健康保険法第1条)」という本来の役割を果たすためには、定率国庫負担の引き上げが必要不可欠となっています。よって、国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを強く求めるとともに、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出されますよう請願いたします。以上、地方自治法第124条により請願書を提出します。

○議長(川上 昇君) ただ今、朗読したとおりであります。補足説明の必要があれば紹介議員の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議会事務局長が読み上げたとおりではございますが、高すぎる国保料の引き下げ、将来にわたって保険料高騰を抑えていくには、国庫負担割合を引き上げ、国保の財政構造を変えることが本当に急務ではないでしょうか。皆様の御協力を訴えまして補足説明と致します。

○議長(川上 昇君) 以上で説明を終わります。

本請願の取り扱いについては、調査の必要もあるかと思っておりますので、常道に従い、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前9時55分散会
